彦根藩扶持人の存在形態

母

利

美

和

はじめに

近世社会においては、ある特定の能力をもって大名家などの御用を な力とめることで「扶持」を得ていた職人を対象とした研究 で御用」をつとめることで「扶持」を得ていた職人を対象とした研究 で御用」をつとめることで「扶持」を得ていた職人を対象とした研究 は数少ない。

ていたこと、その役割は藩主の趣向・注文に応えた具足制作だけでは持人」であるが、藩士同様に「知行百石」を熊本藩領において拝領しわけ細川家に仕えた「春田又左衛門」に注目して、その特徴を「御扶わけ細川家に仕えた「春田又左衛門」に注目して、その特徴を「御扶た」を得ていた具足屋(師)が取り上げられているが、とりから「扶持」を得ていた具足師については、すでに宮崎隆司大名家から「扶持」を得ていた具足師については、すでに宮崎隆司

稿により紹介した史料をもとに、奈良具足師との関係について述べる(3) とする 社会における身分的位置づけと、その存在意義を考察することを課題 田又左衛門」がどのような身分的位置づけになるかの言及はない。 対応を検討する。それにより、「御用」をつとめる「扶持人」の近世 い生じた争論の分析により、 ての春田家の職分の実態と、村社会での春田家の地位の変化にともな のみであり、その身分的位置づけについては全く論じてはいない。 た、本稿で論じる彦根藩の具足師春田家についても言及があるが、 なく、奈良の有力寺社への「取次」をになっていたことを指摘した。 そのため本稿では、 しかし、「御扶持人」であり、 彦根藩の「細工御用」を勤めた在村具足師とし 領主の「御用」をつとめる者への藩側の かつ「知行百石」を得ることで、「春 ま

や、十俵二~三人扶持前後の「御勘定人御雇」「大坂御蔵下役」「柳ヶは、一様ででは、「御用米御蔵手代」「御料理人」「御餌指」「塩噌役」などがたと推測される「御細工人」(十六俵二人扶持)と並記される「御めたと推測される「御細工人」(十六俵二人扶持)と並記される「御工役」をつとなお、彦根藩における「扶持人」については、幕末期に作成されたなお、彦根藩における「扶持人」については、幕末期に作成された

窓

性があるが、その実態は、ほとんど未解明である。 (5) (5) (5) (5) (5)

一 春田家の由終

春田家先祖の由緒 春田家は、江戸時代に彦根藩井伊家の武具御用春田家先祖の由緒 春田家は、江戸時代に彦根藩并伊家の武具御用不確かな点が多いが、元禄十年(一六九七)に春田家五代目六左衛門不確かな点が多いが、元禄十年(一六九七)に春田家五代目六左衛門が彦根藩筋奉行藤田四郎左衛門へ提出した「春田家由緒事書」や春田(で)。

る の時、 給わった。ここが、以後代々、後の春田家の具足師としての拠点とな 「知行二百石」と山塚村 「御召具足」の製作を命じられ差し上げた。それにより召し出され、 具細工」を行っていたところ、信長の近江進出により御目見えし、 弥四郎」を称し、平松村を去り土橋村 田 代々佐々木家・織田家・豊臣家などに仕えた。九代目の「平松家明」 頼に「武具奉行」として仕えた「平松家政」を元祖とする。以来、 层 春田家の先祖は愛知郡平松村 の甲冑細工技術を伝授されたという。その後、十代目は「村田 大和国の具足師「春田石見」の娘を妻に迎えた縁により、 (現愛荘町石橋)に「一町四方」の屋敷地を (現愛荘町平松)で佐々木(六角)氏 (現愛荘町石橋)に引越し「武 春

ケ国諸職人役儀之巻物」を拝領したというが、関ヶ原陣の際、朱印はを勤めたが、信長の死後は秀吉に仕え、「継目之御朱印」と「江州一「村田弥四郎」の「惣領清右衛門」も安土へ出仕し「御細工御用」

具足師をはじめとする「諸職人」の頭という意味であろうか。人役儀」とは、どのような役儀であるか不明であるが、近江における屋敷とともに焼失した。秀吉から命じられたという「江州一ケ国諸職

初代村田弥四郎の井伊家への召出 春田家が井伊家に仕えた時期は、

伝存する由緒書により異なる記述が見られる。

男、 あった。清右衛門のものは、 たという。様具足とは、兜や胴に鉄砲を試射させた甲冑で、 清右衛門が直政に御目見し、「御召領之ためし御具足二領」 めたため、忠吉から「黄金三枚并呉服」を拝領したと伝える。 砲が中心となる戦法変化の中、 命じられたとする。その後、 もう一つの由緒書 まず「春田家由緒事書」では、井伊直政の時、 清洲藩主)にも紹介され、様具足を持参し、忠吉の御前で披露し 覚 (甲冑武具細工春田家由緒書)」では、 直政の娘婿である松平忠吉 「玉請能御座候」とみごとに玉を受け留 銃弾に絶えうる強度を確認したもので 十代目弥四 (徳川家康四 の制作を 郎 の惣領

持」を下されたとする。 見えし、「御召具足」の制作を命じられ差し上げ、「御擬五拾表五人扶 の製作を命じられ差し上げ、「御擬五拾表五人扶 の製作を命じられ差し上げ、「御擬五拾表五人扶 のう一つの由緒書「覚(甲冑武具細工春田家由緒書)」では、清右

年に死去しており、「春田家由緒事書」の記事との齟齬がある。 (二) (二六一三)とする。「藩士戸籍」が召し出しとした慶長十八年は、す(二)とする。「藩士戸籍」が召し出しとした慶長十八年は、す籍」では、初代を「土橋四良左衛門」とし、召出の時期は慶長十八年また、明治四年(一八七二)に春田家が彦根藩に提出した「藩士戸また、明治四年(一八七二)に春田家が彦根藩に提出した「藩士戸

かし、井伊家が慶長六年(一六〇一)に佐和山に入封した後、春田家いずれの由緒書も確たる根拠が示されていないため矛盾が多い。し

の先祖が慶長期に井伊家に召し抱えられたことは共通している。

の系譜に連なる「春田」と改名を命じられたという。 衛門が大坂の陣に出陣した二代井伊直孝に取り立てられ、後に、母方二代目村田(春田)清右衛門 その後、初代弥四郎の惣領村田清右

三代目春田堅之丞 しかし、二代目清右衛門が病死したため、若狭 三代目春田堅之丞が召し返され春田家を継ぎ、切米五十俵五人扶持を 門の弟村田堅之丞が召し返され春田家を継ぎ、切米五十俵五人扶持を 門の弟村田堅之丞が召し返され春田家を継ぎ、切米五十俵五人扶持を 門の弟村田堅之丞が召し返され春田家を継ぎ、切米五十俵五人扶持を 門の弟村田堅之丞が召し返され春田家を継ぎ、切米五十俵五人扶持を 門の弟村田堅之丞が召し返され春田家を継ぎ、切米五十俵五人扶持を 門の弟村田堅之丞 しかし、二代目清右衛門が病死したため、若狭

を与えられた。その上で、他国細工を許され、三代井伊直澄の御召し 冶役」、一〇石二人扶持となり、 十蔵の仲介により井伊家へ召し返されることとなる。猪左衛門は「鍛 えを命じられたが、元井伊家の扶持人であったこと上申し、 の植村家政から松平信綱(幕府老中)へ紹介され幕府細工人に召し抱 育された。二人は成人後、 之丞(堅之丞の息男)の二人は、母方の縁筋である大和国春田家で養 たため、 の「ためし具足」を命じられたという。 四代目春田猪左衛門と伝之丞 幼少であった猪左衛門 細工技術を修得し、 (堅之丞の甥、 しかし、この三代目堅之丞が早世し 伝之丞は「鎚手伝」として一人扶持 のちに大和国高取藩主 清右衛門子息カ)と伝 旗本石谷

「慶安年中御番具足千領・七十人具足七拾二領」を命じられたとする三年二仕立」たとすること、「覚(甲冑武具細工春田家由緒書)」では具足千領・御旗指之具足七拾二領七十人衆之甲繕」を命じられ、「拾番左衛門・伝之丞の履歴については、「春田家由緒事書」に「御番(33)

に備え足軽などへ供与する具足と考えられ、「七十人具足」とは旗指に備え足軽などへ供与する具足と考えられ、「七十人具足」とは旗指を担う徒士「七十人衆」の具足のことであり、「七十二領」は二領の子備か徒士頭の分を含んでいるのであろうか。いずれにしても足軽などの具足、旗指徒士七十人衆の甲繕いを十三年で仕立てたとし、彦根どの具足、旗指徒士七十人衆の甲繕いを十三年で仕立てたとし、彦根もあるが、なかでも足軽県足制作と彼らの召し出しについては、これもあるが、なかでも足軽具足制作と彼らの召し出しについては、これを指示した藩主直孝の指令書により裏付けられ、あながち事実無根ではないようである。

元家老に指示した書下では、次のように指令している。そのため、慶安四年(一六五一)四月八日には、在江戸の直孝が、国そのため、慶安四年(一六五一)四月八日には、在江戸の直孝が、国宗により、足軽具足や旗指具足の整備を急いでいたことが確認される。彦根藩では、正保四年(一六四七)頃から江戸にいた藩主直孝の指

二可被申付、ふち切米之義、重而可被申聞事候ハ、扶持人に仕置、他国ゟ調候ハ、夫も身過ニ而候間、仕候様候間、ためし具足申付ためさセ見候而、弥玉うけなと能上手ニ而候間、ためし具足申付ためさセ見候而、弥玉うけなと能上手ニ石と上軽具足下地、南之郡大橋村片之丞おいに申しつけらる旨もっと

に「足軽具足」の下地制作を命じたと解することができよう。「具足之丞」と誤伝したと考えられる。つまり、村田堅之丞の甥の猪左衛門おい」とは、「片」の音が「堅」と通じることから、「堅之丞」を「片お、蕃領北・中・南三筋の内「南筋」の村と考えられ、また「片之丞「南之郡大橋村」とは「土橋村」の誤伝の可能性もあり不明である「南之郡大橋村」とは「土橋村」の誤伝の可能性もあり不明である

窓の下地」は甲冑の金物下地であり、鍛鉄による鍛冶場制作である。

この書下によれば、猪左衛門は、「ためし具足」の技量が、初代村田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜藩京極家から彦根に呼び戻した叔父村田田清右衛門の死後に若狭小浜であります。

千領・七十人具足七拾二領」などを仕上げたものと考えられる。後両人は、「細工所」において「慶安年中」に命じられた「御番具足られ「扶持人」に取り立てられたことは間違いないようである。そのほぼ一致しており、おそらく、この大量の足軽具足制作や「ためし具これら直孝の書下の記述は、春田家の由緒書による記述の時期とも

一 春田家の職分

覧となったという。またその技量が認められたものか、後掲の「春田藤七に命じて「玉二つ」を打たせたところ、「玉請能」とご機嫌の上に際、山塚村の春田家の居宅へ立ち寄り、御前で「甲之試し」を矢島延宝六年(一六七八)六月二日に四代井伊直興が「御鷹野」に出向い四代目猪左衛門 春田家は、以後も代々彦根藩の細工御用をつとめ

の上使拝命に際して「頬当之下地」を献上することとなった。 の家として存続したのである。さらに、同八年には、直興が将軍宣下の家として存続したのである。さらに、同八年には、直興が将軍宣下の家との水の惣領が彦根藩足軽に召し抱えられ、明治維新まで、足軽家略系図」に示したように、延宝六年頃には、三代目堅之丞の次男で

五代目六左衛門 四代目猪左衛門の惣領五代目六左衛門の代には、 一大九七)に、直興の「様シ御具足弐領」を命じられ、六元禄十年(一六九七)に、直興の「様シ御具足弐領」を命じられ、六元禄十年(一六九七)に、直興の「様シ御具足弐領」を命じられ、六元禄十年(一六九七)に、直興の「様シ御具足弐領」を命じられ、六元禄十年(一六九七)に、直興の「様シ御具足領道」を命じられ、六元禄十年(一六九七)に、直順様御召具足の制度には、

六代目猪左衛門 しかし、その後は着用具足の御用も少なくなり、不代目猪左衛門 しかし、その後は着用具足の御用も少なくなり、年二月から「古御番具足二十領」の修繕を命じられた。八月二十八日には、家老から細工奉行へ許可が出され、二提出した。八月二十八日には、家老から細工奉行へ許可が出され、二提出した。八月二十八日には、家老から細工奉行へ許可が出され、二特を仕上げ提出し、家老「長野重郎左衛門」へ御覧に入れ、「手際よく候」との御意を得ている。これにより「年五領」の繕いを命じられ、十一月十一日には仕上げ、十二月二十九日に銀二九〇匁を下され、翌年二月から「古御番具足二十領」の修繕を命じられた。

つきはあるが、宝暦六年(一七五六)に急激に注文数量・代銀高が減銀高を示したものである。年により数量・一領あたりの代銀高のばら三年(一七四三)まで「古御番具足下地繕」の御用を務めた数量・代表のは、六代目猪左衛門と七代目堅之丞が、享保二十年から宝暦十

表① 御番具足下地繕の年次別一覧

表① 御番具足下地繕の年次別一覧					
修繕年	数量	代銀	受注者		
享保20年	6	290匁	猪左衛門		
元文元年	20	987匁	同上		
元文2年	5	386匁	同上		
元文3年	3	195匁	同上		
元文4年	10	486匁	同上		
元文5年	10	469匁	同上		
寛保元年	10	395匁	同上		
寛保2年	10	382匁	同上		
寛保3年	10	351匁	同上		
延享元年	5	191匁	同上		
延享2年	5	255匁	同上		
延享3年	5	320匁	同上		
延享4年	5	230匁	同上		
寛延元年	5	151匁	同上		
寛延2年	5	194匁	同上		
寛延3年	5	227匁	同上		
宝暦元年	5	230匁	同上		
宝暦2年	5	258匁	同上		
宝暦3年	5	260匁	同上		
宝暦4年	5	260匁	同上		
宝暦5年	5	215匁	同上		
宝暦6年	2	38匁8分	同上		
宝暦7年	5	90匁6分	同上		
宝暦8年	3	59匁9分	堅之丞		
宝暦9年	3	55匁	同上		
宝暦10年	5	83匁	同上		
宝暦11年	3	57匁5分	同上		
宝暦12年	3	52匁	同上		
宝暦13年	3	58匁8分	同上		
合 計	171				
		•	-		

*「享保二十年御用留日記」(春田55・29) および「宝暦七年御修復御用留」(春田37) をもとに作成。

七代目堅之丞 宝暦八年(一七五八)から受注者が変わるのは、同郷が彦根藩としても重視されたからであろう。 承が彦根藩としても重視されたのは、具足師としての春田家の技術継より始まった財政改革によるものと考えられるが、御番具足の修復がより始まった財政改革によるものと考えられるが、御番具足の修復がよりにいる。これは宝暦五年に十代井伊直幸が藩主に就任したことに少している。

で御武器御修復細工筋を命じられ、 に堅之丞が藩に提出した由緒書によれば、(26) 年に堅之丞が親猪左衛門の跡式を相続したためである。 したがい、 御細工矢倉」 に直しなどを命じられている。 (22) 岬細工矢倉」(佐和口多聞櫓) 五以前 「御咽輪下地」 を献上、 焼失の際には、 明 同十年には直幸の京都上使拝命に (空) の成立、四〇俵二人扶持 和四年 (一七六七) に起こった 次のように焼具足の鍛 安永十年二月

「頂戴仕候、猶又手伝分御扶持而壱人ふち頂戴仕候が見用立候分勝り出シ、八十六領出来、出精仕候ニ付為御褒美米弐れ、「五以前(明和四亥年)、御細工矢倉御焼ニ付、御具足焼失仕候、しむ

俵

を制作、 り三俵加増され、 つとめたため「金百疋拝領」、 一米札金百疋」を拝領している また、 寛政二年 安永八年 さらに同十一 (一七七九) (一七九〇) また同四年にも には、 十二月には、 一年にも 若殿様 御武器御手入御用」 「御武器御手入御 并 「数年御 伊 直 富 闬 出 0 精 御召具足 用 K ょ を

により相続し、 札金百疋拝領」 じられ、 献上、 :日本近海にしばしば渡来し、 八代目城之助 「親手筋之細工相応」として「壱人扶持」を下され 代井伊直中の 同 九年から徐々に具足制作に従事したという。 同十二年に親とともに「御武器御手入御用出精」により「米 同八年には、 した。 十五俵二人扶持となり、 八代目城(幾・条) 京都上使の際、 翌享和元年 「御番具足」 蝦夷地を襲撃するという状勢のなか 吉例の通り、 (一八〇一) には、 0) 「新出来」、 之助は、 文化六年 寛政七年 御咽 つまり新調を命じら (一八〇九) 三月、 この時期、 「輪下地」 父堅之丞の病死 「鎚打役」 (一七九 を制 異国 を命 五.

状勢への対応であったと考えられる。制改革をおこなっていた時期であり、「御番具足」の新調はこうした彦根藩では二代直孝以来の密命としての京都守護に備え軍備整備・軍

彦根藩の「細工御用」(具足師)としての地位は存続した。以後、歴代の記録は由緒書を欠くが、明治四年の廃藩に至るまで、

三 春田家の身分と村社会

(一七六七) こま、村内での村人と春田家との「皮宮」関系や春田家「近年御細工御用もござなく候」という状態となっており、明和四年「被官」争論 元禄十年(一六九七)には、藩との関係においては「被官」争論 元禄十年(一六九七)には、藩との関係においては「被官」争論 元禄十年(一六九七)には、藩との関係においては「扶持人」という立場は、春田家の屋敷および鍛冶場が存在した山塚「扶持人」という立場は、春田家の屋敷および鍛冶場が存在した山塚「大田家の身分 彦根藩井伊家の「細工御用」(具足師)を務める

堅之丞が、彦根藩の町人代官片木弥次兵衛へ提出した願書である。 (一七六七)には、村内での村人と春田家との「被官」関係や春田家の「殿付」呼称をめぐる争論があった。この頃には、村人の中には断絶や移住などで作人の変化があり、春田家との被官意識のないもの「殿付」呼称をめぐる争論があった。この頃には、村人の中には「近年御細工御用もござなく候」という状態となっており、明和四年「近年御細工御用もござなく候」という状態となっており、明和四年

乍恐以書付御願奉申上候

拙者儀、御影ヲ以数代奉蒙御厚恩、 村甚右衛門与申者、 通被為仰付被下置、重々難有奉存候、 別而当春宗門御改御帳面へ名字書載申度段御願奉申上候処、願之 -候得共、 寄合致、 其元被官筋ニ而無之段ヲ対談可致候間、 拙者儀、 拙者方へ参り候而申候ハ、 御細工方御用ニ御当地へ 冥加至極難有仕合二奉存候, 然所、 此度当月十三日、当 罷越候而其場へ参り 今晚村中不残道場 罷出候様ニと

> 依之、 心得、 不申候、 置候樣奉願上候、 付、 到り様々悪言申候、 シ末々之者ニ至迄、殿付者致間敷由申付、 寄指図ハ請不申候、 郎・善四郎・弥兵衛・甚右衛門、 門与申者方へ呼ニ指越候得共、 之儀ニ而候間、得参り申間敷由返答仕候、 付ヲも致候者有之候ハ、、其者を致方も有之由、 丞被官之由申候得共、左様之儀ハ壱人も無之間、 喜八与申者并元同姓喜右衛門伜子源五郎与申者、 御吟味被仰付、 右寄合候者共も様々之悪言紙上二難尽御座候、 此上名字ハ何を名乗候共、又ハ奢ケ間敷儀致候共、何ニ不 留守内へ使指越、 此段宜被仰上可被下候、 向後ハ堅之丞儀平百姓並ニ候間、 先規之通被官人筋相違無御座段被為仰付被下 右之趣二御座候間、 妻二罷出候様二度々申越候得共、 伝右衛門儀、 右四人頭取罷在候ハ、 何分拙者難相立御座候二 然ル所、 此以後、 以上 折節私弟別宅二罷有 村中不残左様相 右四人申渡し候 右両人へ又四 若堅之丞へ殿 元同姓伝右衛 堅之丞へ対 夫より于今 村中堅之

明和四年亥十月

春田堅之丞

御代官

但作官

の主旨は、次の通りである。片木弥次兵衛殿

右衛門」の四人が、春田家は村中の者は「堅之丞被官」であると言う充衛門」の四人が、春田家は村中の者が道場に寄合、村中の者は春田家に明和四年十月十三日、村中の者が道場に寄合、村中の者は春田家に願書の主旨は、次の通りである。

しないと、村中の決議を申し渡した。並」として扱い、村中の末々の者まで堅之丞に対して「殿付」呼称を立」として扱い、村中の末々の者まで堅之丞に対して「殿付」呼称をが、そのような者は一人もいない。春田家は名字を名乗り奢りがましが、そのような者は一人もいない。春田家は名字を名乗り奢りがまし

を、代官へ吟味を願ったのである。
拙者難相立」と、村人百姓はすべて「先規之通被官人筋」であること
その後も、寄合の者どもの「悪言」が続いたため、堅之丞は「何分

報告をうけ、 その村内地位の低下は避けることのできない現実であったのであろう。 内においては職分や小作関係を通じた村人との関係が薄れるにつれ 願書を提出することは、あくまで身分は村居住の「百姓」であり、 字を許された由緒ある「扶持人」であったが、村支配を預かる代官 たのであろう。 は、 いて証拠証文の有無の ように返答した。 藩からの「細工御用」の減少の一方で、 春田堅之丞からの訴えについて、彦根藩では代官が受理した願書の 具足制作を家業としてきた春田家にとっては由々しき問題であっ 筋奉行からは、 春田家は彦根藩の「細工御用」を務め、「春田」 「御尋」があったとみられ、 春田家と村中百姓らの「被官」 村内での相対的地位の低下 明 和五年五月に次 関係につ

御尋二付乍恐以書付奉申上候

候得共、田畑貰請候例ハ無御座、被官筋ニ而無御座候段申上候、一当村私被官筋之儀、御吟味被下置候処、証拠印付之書付等無御座

私方二ハ証拠印付之証文取置、元禄年中

代右躰之違乱出来仕候節之為ニ証文ニも被仰付被下置□と奉存候御奉行様御吟味之上、御仕置被仰付候段、明白之証拠御座候、後

仁兵衛・六兵衛抔も右之通之者故、 御座候、 年之出入以前二断絶仕候、七右衛門義、 明曆年中御水帳面拾八人之名前御座候内、 代々書ニハ載不申候、 相続罷在候、七右衛門・加兵衛跡之儀者、 六人之者へ田畑割渡し候書留も無御座、 畑割渡シ無之ヲ幸之申立仕候而、 人、元禄之連印ニハ入候へ共、 自身買求メ御水帳面ニ入申候、 跡式之儀者別紙奉申 切米極メ之者故、 不審之儀奉申上候へ共、 割渡し無御座候、 其外連印ニ入申候内ニも、 六人之内四人ハ、 加兵衛悴子勘兵衛、 其後断絶仕候旨、 六人断絶仕候者共、 田畑之割渡し無 是等者于今 元禄五 此 田

六人之者共断絶候儀、別紙書記奉指上候
お人之者共断絶候儀、別紙書記奉指上候
無御座候、明暦ゟ元禄五年迄之間之儀ハ、只今いか様ニ被申上候
無御座候、明暦ゟ元禄五年迄之間之儀ハ、只今いか様ニ被申上候
無御座候、明暦ゟ元禄五年迄之間之儀ハ、只今いか様ニ被申上候
無の事用立儀と奉存候、元禄五年御吟味之上、証文被仰付御吟味
に入之者共断絶候儀、別紙書記奉指上候

被仰付被下置候ハ、難有忝可奉存候、以上下恐何分右元禄年中之証文等も御座候間、何卒先規之通相立候様

明和五年子

春田堅之丞 印

五月廿二日

御奉行様

ており、「元禄年中」(元禄五年)に筋奉行が吟味した上で、「御仕置」ではないと申し立てているが、私方には「証拠印付之証文」を保管し証拠印付之書付」などはないが、「田畑貰請候例」はなく、「被官筋」まず、村中百姓らは、「被官筋」について奉行から「御吟味被下置

窓ん

ると申し上げているのである、と訴える。が)申し立ているのであり、(私は)そのことについて「不審」であが)申し立ているのであり、(私は)そのことについて「不審」であった、彼らの主張は、明暦年中の「御水帳面」に載せる十八人の名また、彼らの主張は、明暦年中の「御水帳面」に載せる十八人の名

(3) その「不審」の理由は、六人の者へ「田畑割渡し」の書留(証文) その「不審」の理由は、六人の者へ「田畑割渡し」の書留(証文) に入っている者の内にも、仁兵衛・六兵衛も「右之通之者」(「切米極に入っている者の内にも、仁兵衛・六兵衛も「右之通之者」(「切米極メ之者」)なので「田畑割渡し」はしていない。自身で(田畑を)買求めて「御水帳面」に記載されている。その他に(出入りの)連印に入っている者の内にも、仁兵衛・六兵衛も「右之通之者」(「切米極メ之者」)なので「割渡し」はなく、現在まで相続している。「七右衛メ之者」)なので「割渡し」はなく、現在まで相続している。「七右衛門・加兵衛跡」について、その後断絶したことは「村方代々書」には門・加兵衛跡」について、その後断絶したことは「村方代々書」には記録されていないので、「跡式之儀」は別紙で申し上げる。

いて「何卒先規之通相立候様」にと返答したのである。明し、「元禄年中之証文」なども存在しているので、「被官」関係につ方」や「出生」(出自カ)についても別紙に記載した通り明白だと説の主張が「不審」であること、また一人ひとりの春田家における「勤このように「田畑割渡し」がない六人の事情を説明し、村中百姓ら

候」、「双方明証出候迄御役所立御預り」、「追々明証出候迄返シ申事仕しかし、筋奉行の判断は、「被官」関係は「御吟味之上相分り不申

いては、「請書」中にも付けられている。 (3) おり「無覆蔵深切」にすると「請書」を提出している。「殿付」につた、その際、「尤対堅之丞殿家不敬法外之義不仕、万端相慎、同村だし、その際、「尤対堅之丞殿家不敬法外之義不仕、万端相慎、同村だし、その際、「尤対堅之丞殿家不敬法外之義不仕、万端相慎、同村だし、その際、「尤対堅之丞殿家不敬法外之義不仕、万端相慎、同村がし、と、双方とも明確な証拠が出るまで「御預り」となった。た

お局、筋奉行は「元禄年中之証文」を「明証」とは判断せず、堅之 が続けることになる。 の続けることになる。 の続けることになる。 の続けることになる。 の続けることになる。 の続けることになる。 の続けることになる。

提出しており、これらの史料から争論の経緯を見てみよう。田家は「被官出入」に関する文書を留めた「十通証拠留」を作成しての間で「被官」関係をめぐる争論が再び起こった。この争論では、春の間で「被官」再争論 享和元年(一八〇一)、山塚村中の百姓らと春田家

行へ訴えた。
行へ訴えた。
行へ訴えた。

たものたちであり、道場の建替に際しては、「私方へ談合」し、そのり、春田家の土地から家来たちに「分田畑」を取らせて「別家」させ春田家は、村中の百姓たちは「私方に久々召仕申し候家来共」であ

上で「上様 関係を無視してことを起こしたことが問題であった。 道場建替そのものではなく、 へ御 富 御赦免」の手続きを取るべきであると主張した。 村中百姓たちが春田家との 「被

訴訟の結果は、 山塚村の庄屋以下の村役人が連署し提出 した 「請

により判明する。 (36)

指上申証文之事

 \mathbb{H}

当村道場之儀、 Ŀ 堅之丞へも談合仕、 段被仰渡奉畏候、 市所、 被仰渡候通、 自分持道場と申儀難相分候ニ付、 仍而如件 春田堅之丞自分持之趣、 双方共急度相守諸事取計可仕候、 然レ共右之道場普請等ヲ初、 双方得心之上相定メ候様被仰付奉畏候、 村之道場ニ何之相違無之 以前書付面ヲ以被仰候得 其方万端取計方、 為後日御請書指 然上

享和元年

酉三月

愛知郡山 塚村

庄屋甚右衛門 横目藤兵衛

組頭善四

自 出

元吉田城主吉田安芸守牢人

元甲良庄北落村より来る

元矢守村城主之牢人

元目加田村より来る

元安孫子村より来る

甲良庄横関村より来る

大坂上町より来る

元肥田村より来る

御 奉行様

場普請」等を初めとし、村役人は るか判明しないが「一 ては一切触れていない。 「双方得心之上相定メ」 彦根藩の村方支配を統括する筋奉行の判断は、 村之道場」 るようとのことであった。 しかし、 道場が春田家の であることは間違いないこと、 「万端取計方」を堅之丞へも談合し 「被官」 「自分持道場」 関係につ であ 道

山塚山住居人一覧

住居人

貞右衛門・久兵衛

寛永六年(一六二九)以降の分田畑の記録をはじめ、 春田家は、この争論に際して、 明暦三年(一六五七) 元禄期に村人が に作成された

表(2)

市左衛門

九左衛門

足軽吉三郎

喜右衛門

小右衛門

弥平次

庄兵衛

証拠留」として整理したのである。 春田家の ・地位保全にかかる重要書類十通を、 「被官人」であることを示す手形証文、 享和元年(一八〇一)に「十 訴訟願書など春田

0)

春田家が分田畑し別家となった者の一覧である 後掲の表②と表③は、これらをもとに「山塚村住居 人 0) 出自、

十八戸、 が織田信長に召し出され、 左衛門」などの「元牢人」も見られ、 横関村などからの移住者十人が見られ、「元矢守村城主之牢人」 から宝永期の山塚村の戸数は、枝村である「土橋河田村」を含んで一 あった [村・矢守村・目加田村・安孫子村・土橋村、 まず、 「足軽吉三郎」や「元吉田城主吉田安芸守牢人」であった「九 表②からは、 村高は三 |四八・一四石である。先述のように、(37) 山塚村の住居人(百姓)の中には、 知行二百石と愛知郡山塚村に 大坂からの移住者もいた。 敷地を給わったことを踏 犬上郡甲良の北落村 春田家の先祖 一町四方の屋 愛知郡 0 で 舥

作兵衛好身 作右衛門 元土橋村より来る *享和元年「十通証拠留」(春田56)により作成。

春田 もと所持していたと考え 領地の所在は不明である まえると、 の合計五八、 の約六割を春田家がもと したとすれば、 うれる。 ば、 山塚村に領地を拝領 家の所持田畑からの 表③に見る分田畑 それを前提にみ 知行二百石 五. 村高の内 石

美田東八田柳町東

表③ 春田冢分田畑別冢一覧					
割渡年代	割請百姓名	田畠分米高			
寛永6年	吉三郎	8.5600石			
寛永7年	平兵衛	5.9840			
寛永8年	市助	4.5780			
寛永9年	長三郎	3.2460			
寛永11年	九左衛門	7.2266			
寛永10年	与右衛門	5.0700			
寛永15年	宗右衛門	2.8730			
正保1年	◎弥兵衛	3.0410			
正保2年	小右衛門	5.1370			
正保3年	太郎右衛門	5.6700			
正保4年	六左衛門	3.5647			
慶安1年	庄兵衛	4.2350			
合	計	58.5100			

*享和元年「十通証拠留」(春田56) により作成。

たことが確認できる。

=

分

7田畑として十分想定される数字であろう。

とにより、 時期でもあり、 子息たち(猪左衛門・伝之丞) きた様子が窺える。この時期は、 永六年から慶安元年(一六四八)まで、 鍛冶場を開いた頃、 元家来(被官)や小作人たちに田畑を分与していたことが想定される これらから推測すると、春田家の先祖が山塚村に具足制作のための その後、 子息たちの井伊家への召し返しや、 鍛冶手伝いの仕事が減ったことや、 おそらく山塚村における鍛冶仕事が縮小・退転したこ 鍛冶手伝いとして仕えた者や小作人の内から、 が大和国高取の母方で養育されていた 春田家の三代堅之丞が早世したため 分田畑による別家が成立して 彦根藩が御番具足を大 春田家の生計のために 寛

> 頃には、 はない。 の元被官や小作人ではなく、 元肥田村の「市左衛門」であろう。表③には見られないので、 かし、 村内百姓としては春田家が必ずしも優位に立っていたわけで 当時の山塚村の庄屋は市左衛門家であり、 田畑の所持高は不明であるが、 おそらく表②の 春田家

用」をつとめる「扶持人」として、名字記載を許す者との認識があっ

猪左衛門は山塚村在住の百姓身分でありながら「細工御

彦根藩では、

Щ

塚村」

の記載では、

村内で唯

之事」 之」との裁決にいたったと考えられよう。 営の実態から「自分持道場と申儀難相分」、 営に関する「村中手形之事」における村中連判筆頭として署名する 類も検討されたと推測されるが、 て見なさなかった。 田家が提出した「十通証拠留」の内、寛文三年(一六五八) 道場持主猪左衛門」の記載は、「自分持道場」であることの証拠とし 享和元年の道場普請をめぐる「被官」争論での筋奉行の裁決は、 が作成された寛文期の地位を証してはいるが、 おそらく争論では、 「道場持主猪左衛門」 村内百姓らから提出された書 村之道場ニ何之相違無 その後の道場 は 「村中手形 の道場運 春

ずであるが、 居住のもの同士、 其方万端取計方堅之丞へも談合仕、双方得心之上相定メ候」と、 村では、 Ш [塚村の庄屋をはじめとする「村方一統絶交」という事態が生じていた。 村方一統絶交」争論 「同村之義ニ御座候故、 双方の関係はさらに悪化し、嘉永二年 「無覆蔵」「双方得心」を心懸けることを確認したは 明和期・享和期の 無覆蔵深切ニ可仕」 「被官」 (一八四九) 「道場普請等ヲ初 争論をへて山

ら寄進を募った名簿として作成された「大洞弁財天祠堂金寄進帳」

であった。また、元禄八年(一六九五)

に、

彦根藩が全家臣・領民

0

「道場持主猪左衛門」

と記され、

山塚村における春田家の位置は格別

村中連判の内の筆頭に

の道場運営に関する「村中手形之事」では、

を見たようである。「十通証拠留」

中にみる、

寛文三年

(一六五八)

量発注したことにより、

鍛冶手伝いの需要が増え、再び鍛冶場の活況

「春田猪左衛門」と名字が記され、

山塚村 庄屋吉兵

横目新左衛門

組頭次郎兵衛

清右衛門

善四郎 小右衛門

武右衛門

其方共歩行ヲ以、春田条之介エ村方一統絶交致候趣申込、其以来

村方附合不致難渋之趣、条之介及出願、

呼出し相糺候処、

彼是申争、 村方江川久保与及争論候刻、 翌日歩行ヲ以、役用之外、 条之介川久保村へ荷担致候哉ニ付、 以来附合不致段申遣し候義

二而、 村一統絶交と申筋ニ者無之趣申答、 右者其方共心底二難度

筋候ハヽ、幾応も穏ニ及懸合、如何様共趣意相立候様懸合方可有

二右様之義有之節者被示も可致筈之処、却而右躰之挙動不勘弁之 之、右躰異様之義申遣候義、役前頭分之者共不似合、自然村小前

頭分不残絶交致候□者、外小百姓ニ者自然と遠慮致し、就合難致 以之外之義、尤村一統絶交と申ニ者無之趣申立候得共、 役前

弁も無之、 知後も不相替苗字帯刀御免之者ニも候得者礼譲厚く可立交処、 姿二而者一統絶交二等敷、 甚以不束之義、 且条之介義、 如何相心得候哉 往昔より住居致し、

御領 其

中略

入候、 右之通り、 村同士之儀 全役人頭分共不東ニ而、 両様共御察当御利解被仰出、 条之介殿へ御礼譲相立ニ和融仕 是迄心得違仕居候義故、 言之申上方無御座奉恐 無覆蔵立交り可 以来之義、

申候、

頭分連印

中略

御願ヲ以右様事済仕難有仕合ニ奉存候、 依之御礼御請□

以上

嘉永二年

酉 月

山塚村

庄屋吉兵衛

横目新左衛門

組頭次郎兵衛

清右衛門

善四郎

小右衛門

武右衛門

が困惑するため、原本ではなく写本で済ますよう春田条之助が代官に 「水帳」の吟味を要求した際、川久保村が「水帳」を提出すれば村方 十一月二十九日には、亡くなった春田条之助の娘の葬儀にも「村方不 絶交」を申し込んだ。以後、村方からの「悪口雑言」が絶えず、同年 屋の使用人である「常吉」を使者として「春田条之介」へ「村方一統 働きかけたことが、「村方捨置」、川久保村に「荷担」したと非難され 際して山塚村の枝村川久保村に「荷担」したことであった。 たのである。そのため村中百姓は寄合協議をかさね、同年十月に、庄 川久保村との争論の原因は不明であるが、証拠吟味のため代官所が 組頭など「役前頭分」の者たちが、春田条之助が代官所の水帳吟味に この請書が出された要因は、嘉永元年九月に山塚村の庄屋・ 山塚村と

位保全を願い「内願書」を提出したのである。 (名) (名) であることを示す御奉行手形証文を根拠に、春田家の村内での地人」であることを示す御奉行手形証文を根拠に、春田家の「被官を感じた条之助が、元禄五年(一六九三)に村人が春田家の「被官残」不参という事態となった。その結果、村内での生活に大きな不安

次の指摘をおこない彼らを「御察当」した。筋奉行は、この「内願書」をうけ、村役人らを呼出し事情聴取し、

難した。 能の がののは「役用之外、以来附合不致段申遺候」だけであり、「右躰異様」のことを申し込むことは「役前頭分之者 共不似合」であるとした。さらに、もしも村の小前百姓にそのような 共不似合」であるとした。さらに、もしも村の小前百姓にそのような さとがあれば、村役人は説諭もすべき立場である筈が、却ってこのよ うな挙動は「不勘弁之至、以之外」だと断じた。また「村一統絶交」 というわけではないと言うが、「役前頭分不残絶交」となれば、他の というわけではないと言うが、日本に、「のような というわけではないと言うが、「役前頭分不残絶交」となれば、他の というわけではないと言うが、日本に、「のような は、「のような というわけではないと言うが、日本に、「のような というわけではないと言うが、「役前頭分不残絶交」となれば、他の というわけではないと言うが、「役前頭分不残絶交」となれば、他の というわけではないと言うが、「のような というわけではないと言うが、「役前頭分不残絶交」となれば、他の というわけではないと言うが、「のような というわけではないと言うが、「のよる」」とない。 「からな」」

束之義、如何相心得候哉」と指摘したのであった。
刀御免之者」であるので、「礼譲厚く可立交処、其弁も無之、甚以不山塚村に在住し、井伊家がこの地を「御領知」の後も「不相替苗字帯」また、春田家の身分的立場について、条之助(春田家)は古来から

家の「細工御用」をつとめる春田家の「扶持人」という職分的立場とを担うべき者が村在住者との「絶交」を主導したこと、第二に、井伊論点の第一は、村役人としての行動のあり方である。村内での調整役この争論の裁決でも、「被官」関係は全く論点にはなっていない。

「礼譲」のあり方を問題としたことである。その御用をつとめることで許された「苗字帯刀御免」の者に対する

に対する「礼譲」のあり方を、村役人と村中百姓に求めたのであった。 たちろん春田条之助の「内願書」では、山塚村の百姓は元々すべて は「百姓」であるが、たんに具足制作という特殊技能による職分に応は「百姓」であるが、たんに具足制作という特殊技能による職分に応は「百姓」であるが、たんに具足制作という特殊技能による職分に応じて「扶持」を得る者ではなく、彦根藩の「御用」を果たすべき不可 だて「扶持」を得る者ではなく、彦根藩の「御用」を果たすべき不可 じて「扶持」を得る者ではなく、彦根藩の「御用」を果たすべき不可 だて「扶持」を得る者ではなく、彦根藩の「御用」を果たすべき不可 だな存在として「苗字帯刀」の身分的処遇をうけた者であり、その者 に対する「礼譲」のあり方を、村役人と村中百姓に求めたのであった。

おわりに

るなど、 持ち、 町 御用」を命じられるなど、近世初期には、武器・武具の需要と、 佐々木家、織田・豊臣家などに仕え「細工御用」などを勤めた由緒を 召し返し後も、切米五十俵五人扶持と減少するが、「鍛冶奉行」とな 一〇〇石一〇人扶持という「士分」並の処遇を得ており、 した春田堅之丞は、相続以前は、若狭小浜藩の京極高次に仕えて知行 を領知する以前から山塚村を拠点として具足制作を生業とし、 整備が急がれる中、 彦根藩の具足の「細工御用」をつとめた春田家は、 井伊家の領知後も、その技能が認められていた。三代目を相続 職人としては応分の処遇で迎えられ、京橋口御門の「御鉄物 重要な存在として活躍の場があったといえる。 井伊家がこの地 井伊家への 城下 代々

その地位は格別であった。山塚村においても、村内の「道場持主」として筆頭に記されるなど、

目される。 は、 中百姓との 田家と山塚村百姓中との争論では、 での地位は後退せざるを得なかった。そのような状況下で、元禄期 の処遇も大幅に減少、村内百姓への田畑の譲渡分与などにより、 最低限必要であったが、具足注文は次第に減少し、「扶持人」として 「被官」争論を契機に、 しかし、「泰平」が続く中、 あるいは 元禄期の 「被官」関係を根拠に筋奉行に訴えたが、 一被官」 |被官」争論以後は、 関係を論点としない対応をとっていることが注 明和四年・享和元年・嘉永二年に起こった春 非常時に備えた具足制作の技量 春田家は井伊家領知以前からの 「被官」 関係の 「明証」 筋奉行の裁決で がないこ 垂維持は

はあくまで村に「人別」を置く「百姓」身分であった。そのため、 支給される、 刀」を許された「扶持人」についても、「一村同士」、 であり、その際、在村する春田家のような「御用」をつとめ「苗字帯 る「百姓」の合意形成・融和を図り、 間を取り次ぎ、中間支配を委任された村役人層の役割は、村を構成す たすべき役割を問題としていた。藩行政において筋奉行と村中百姓の にとって不可欠の 「百姓」身分をもつ村構成員である以上、ともに村社会での融和をは 第二に、領主と御用職人など「扶持人」との関係については、 筋奉行の判断は、第一に領主と領民の関係において、 安定・維持につとめるべきであるとの論理であった。 他の村中百姓とは違い格別な存在ではあるが、身分的 「御用」をつとめ「苗字帯刀」を許され 村社会の安定・維持を担うこと つまり 村役人層が果 何じく 領 が 他

「礼譲」を尽くすべきだとしたのである。分であるものに対しては、「村中百姓」は「不敬」があってはならず、分であるとした。ただし、「細工御用」を勤め「苗字帯刀御免」の身の村中百姓と同様であり「一村同士」たがいに「無覆蔵深切」にすべ

注

- 1 市京都との関係に関する総合的研究」(飯田市歴史研究所、二〇一 ぐち学の構築』9、二〇一三年)、千葉拓真「近世における藩と都 世後期庄内藩預地の御用達」(『東北公益文科大学総合研究論集』 場合」(『会津若松市史研究』 衛門光治の場合」(『会津若松市史研究』(2)、二〇〇〇年)、同 その勤め方について」(会津若松市史研究会編『会津若松市史研究』 館紀要』1、一九八三年)、長谷川和夫「会津藩御用達頭取林家と 館藩御用達商人の分析:中村兵左衛門家の場合」(『学習院大学史料 研究」(『拓殖大学論集』一三八号、一九八二年)、濱田佳代子「下 て」(『日本歴史』三三一号、一九七五年)、同「江戸幕府御用達の に関わる御用達商人の研究では、小野信二「御用達石山家につい 較研究』、二〇一二年)などの一連の研究がある。財政・物資調達 役割―」(人間文化研究機構『9-19世紀文書資料の多元的複眼的比 『シリーズ近世の身分的周縁5 支配をささえる人々』吉川弘文館、 八九五号、二〇二二年)などがある。 七―一八年(科研費))、松尾晋一「長崎聞役と御用達」『日本歴史 (3)、二〇〇二年)、田中誠二「萩藩の財政と御用達商人」(『やま 「会津藩と御用達商人との依存関係―御用達頭取林和右衛門光治の (1)、一九九九年)、同「上方における会津藩御用達の活動 -- 林右 二〇〇〇年)、同「近世の行政・裁判をささえる民間業者―郷宿 (『日本史研究』三四九号、一九九一年)、同 中間支配に関する研究では、岩城卓二「大坂町奉行所と用達」 (3)、二○○一年)、本間、勝喜「近 「御用宿」 (久留島浩編
- (『地方史研究』48(2)、一九九八年)、宮崎隆司「近世奈良の具足2) 堤州夫「御用達職人の存在形態―御印判師佐々木家をめぐって」

- 研究』(吉川弘文館、二〇一〇年)に改稿し再録)など。武具研究』一六九号、二〇一〇年、同年に宮崎隆司『奈良甲冑師の屋に関する一考察―細川家扶持人春田又左衛をめぐって―」(『甲冑
- (3) 『近江 愛知川町の歴史』第三巻 民俗・文献史料編所収、近世
- 三年)に翻刻掲載。 三年)に翻刻掲載。
- (5) 彦根藩の地方支配において筋奉行配下の「町人代官」については、流辺恒一「十八世紀後半の彦根藩町人代官制度」(『彦根城博物館研究紀要』第八号、一九九七年)の研究、愛知郡川原村に居住し代々井伊家の伊勢代参をつとめた「千日道庵」については、拙稿「海代参を勤めた千日家」(『近江 愛知川町の歴史』第二巻 近世・近代編 第一章 第三節、二〇一〇年)、元禄期から井伊家の刀剣・刀装具の調達をになった江戸町人の「中田伝之丞」については、拙稿「御代参を勤めた千日家」(『近江 愛知川町の歴史』第二巻 近世・近代編 第一章 第三節、二〇一〇年)、元禄期から井伊家の刀剣・刀装具の調達をになった江戸町人の「中田伝之丞」については、拙稿「海代表」では、様々な役方の「下役」「番(人)」「下番」「中間」「雇」「小使」「定夫」などと役方名に付された扶持支給の役人が数多く記載され、藩行政の最下部での任務を担っていたことがわかるが、こ載され、藩行政の最下部での任務を担っていたことがわかるが、こ載され、藩行政の最下部での任務を担っていたことがわかるが、こ載され、藩行政の最下部での任務を担っていたことがわかるが、これらの職務実態や身分的位置づけは解明されていない。
- (6) 「春田家由緒事書」(「春田家文書」滋賀大学経済学部附属史料館成されたものと考えられる。
- 7)「甲冑武具細工春田家由緒書」(「春田家文書」同前所蔵、『近江7)「甲冑武具細工春田家由緒書」(「春田家文書」同前所蔵、『近江2年に四代藩主井伊直興の鷹狩りの際、御前での甲の「御様し」上覧をうけたこと、あるいはその後、元禄十年に直興の「様シ御具足弐をうけたこと、あるいはその後、元禄十年に直興の「様シ御具足弐をうけたこと、あるいはその後、元禄十年に直興の「様シ御具足弐年」の制作を五代目六郎左衛門が命じられたことにより筋奉行に提出されたものと考えられる。

- ())こう日脊青では、「赤日で日脊耳青」には代女を口で長に)、雪在住の具足屋(師)の中には「春田石見」の記述は見られない。(8) 宮崎隆司『奈良甲冑師の研究』(前掲注(2)参照)では、奈良 し
- (①) 「明台四年穸艮蕃七三 簪尊」(『芗艮蕃牛尹家文書』 穸艮成専勿涫御目見えした土橋四郎左衛門(初め弥四郎)を十二代目と記述する。長・秀吉に仕え村田弥四郎を十代目とする点は共通するが、直政に(9) この由緒書では、「春田家由緒事書」とは代数表記が異なり、信
- · 所蔵)。 (1) 「明治四年彦根藩士戸籍簿」(『彦根藩井伊家文書』 彦根城博物館
- 庄平→伝平(当代)、と記している。 衛門→⑤六左衛門→⑥猪左衛門→⑦堅之丞→⑧城之助→⑨辰弥→⑩(⑴)歴代は、①土橋四良左衛門→②奉田清右衛門→③堅之丞→④猪左
- (13) 前掲注(6)参照。
- 直孝から国元家老へ指令される。 井伊直孝書下留―』80号、二〇〇三年)では、次のように在江戸の(4) 「亥五月廿八日書下写」(彦根市史近世史部会編『久昌公御書写―
- 吟味仕代極、具足や書出し越可申候事格之吟味も仕、注文之通ニ代いか程可申付旨、京・奈良具足屋ニーのき候ハ、何時成とも仕かへ可申と申候而成程念を入仕候間、左のき候ハ、何時成とも仕かへ可申と申候而成程念を入仕候間、虫目在之様ニ致、只今ハむし以来迄もくい不申候様ニ仕居候而、虫ー、足軽具足甲幷のほりさし具足注文越候間、かな目壱領ニ付七百一、足軽具足甲幷のほりさし具足注文越候間、かな目壱領ニ付七百
- 御書写「井伊直孝書下留―』188号)。(15)「卯四月八日書下写(覚)」(足軽弓・足軽具足等ニ付)」(『久昌公
- 久保村)とあわせて「土橋河田村」と称されることがある。(16) 春田家の屋敷があった山塚村は、枝村である「土橋河田村」(川
- (17) 「巳ノ十一月十一日書下写」(『久昌公御書写』18号)。
- 八丁目」に居住する矢島①矢嶋雅太郎(義則)の先祖に四代目「藤暦三年(一六五七)に召し出された足軽で、明治四年には「善利橋(18)「明治四年彦根藩士戸籍簿」(『彦根藩井伊家文書』)によれば、明

- 19 以後、①山塚佐右衛門→②兵右衛門→③伝兵衛→④佐右衛門→⑤常 塚佐右衛門が延宝六年に足軽(善利橋十四丁目)として召し出され 八→⑥佐右衛門→⑦芳右衛門→⑧捨太郎と、代々相続したことがわ 「明治四年彦根藩士戸籍簿」(『彦根藩井伊家文書』)によれば、山 がおり、「御鷹野」の供連れとして出仕した足軽と考えられる。
- 20 「乍恐由緒書」(「春田家文書」51)。
- 玉数二十八請候」ため、「仕立指上」げ、「御上覧被為遊、手際能出 緒書」(「春田家文書」51)では「直治様御召具足二領被仰付候処、 来候而御褒美白銀十枚為御意被下置、頂戴」したと伝える。 「春田家文書」20(滋賀大学経済学部付属史料館所蔵)。「乍恐由 「春田家文書」(滋賀大学経済学部付属史料館所蔵)中には、藩主
- 号7・28の二点が確認できる。 など井伊家所用具足の注文書は、いずれも年未詳であるが、 資料番
- 23 「享保二十年御用留日記」(「春田家文書」 55
- 24 「享保二十年御用留日記」 (同前)。
- 〇〇六年)。 『彦根藩の藩政機構』彦根城博物館叢書③ 東谷智「彦根藩筋奉行の成立と機構改編について」(藤井譲治編 彦根市教育委員会 二
- 26 「乍恐由緒書」(「春田家文書」51)。
- して朝廷への使者を命じられ、九月十五日江戸発足、 上京し上使を勤める(「井伊家系譜」(『彦根藩井伊家文書』))。 宝暦十年五月二十九日に、将軍徳川家重の将軍宣下の御礼使者と 彦根に立寄り
- 28 「御城使寄合留帳」明和五年正月十二日条(『彦根藩井伊家文書』)。
- 29 「乍恐由緒書」(「春田家文書」51)。
- 30 前掲注(6)参照
- として年貢徴収事務、 の吟味、筋奉行への報告などを担っており、この争論でも筋奉行へ 藩町人代官制度」(『彦根城博物館研究紀要』第八号、一九九七年)。 >訴状報告を行ったと考えられる(渡辺恒一「十八世紀後半の彦根 片木弥次兵衛は、元文四年から享和元年まで、彦根藩の町人代官 御蔵の管理・出納、蔵入地の百姓公事・出入

- 32 「乍恐以書付御願奉申上 候 (村方之者被官筋ニ付)」(「春田家文
- であった可能性もあるが、今後の課題としたい。 例が見られる。この時期の「田畑割渡し」は、実質的には売買関係 彦根藩領では、近世中後期には田畑の「永代売渡」による売買事

33

34

前欠文書であるが、次のように彦根藩からの仰せ付けに対して村役 人連署で請書を提出している。 「山塚村庄屋以下連署請書写」(「春田家文書」36)。この史料は、

迄返シ申事仕間敷候、 指上候処、 得違仕候ハ、、 双方明証出候迄御役所江御預り被下置難有奉畏候、追々明証出候 御願申上候処、段々御吟味之上相分り不申候ニ付、右之趣被仰渡、 (前欠) 可申候、 □□随分深切ニ致し可申事、 同村之義ニ御座候故、 仍而如件 如何様之御義ニ而も可被仰付候、 勿論同村之儀ニ有之候得者、何角も無覆蔵致 尤対堅之丞殿家不敬法外之義不仕、 無覆蔵深切二可仕候、 右者先達而春田堅之丞殿ニ及争論 為後日御請書奉 若壱人ニ而も心 万端相

庄屋

組頭

不残

惣代

- 36 35 ·十通証拠留」(「春田家文書」56)。
- 37 享和元年三月「山塚村庄屋甚右衛門他連署請書」(「春田家文書」17)。 『旧高旧領取調帳』近畿編(近藤出版社、一九七五年)では、山
- 記される。 塚村の項では、山塚村一六四石余、土橋河田村一八三石余と分けて
- 「大洞弁財天祠堂金寄進帳」(『彦根藩井伊家文書』)。
- 「山塚村頭分一統御奉行様江御請書之写し」(「春田家文書」 44
- 乍恐内願書」 (「春田家文書」

39 38

40

表④ 春田家歴代の略歴一覧

		が正している。			
I 家祖 代数	仕官 代数	姓・名	父子関係	略歴1	略歴 2
元祖		平松家政			愛知郡平松村に居住。佐々木氏頼の武 具奉行。以来、11代目まで、佐々木家、 織田家、豊臣家に仕える。
9代		平松家明			甲冑細工を鍛錬し、南都春田伝を受ける。妻は南都春田家娘。
10代		村田弥四郎		愛知郡平松村から土橋村へ出、信長に 召出され、御細工命じられる。褒美と して山塚土居内に屋敷地を拝領	信長にお目見え、御召具足制作。知行 200石、一町四方の屋敷地給わり、今 に伝える。
12代	初代	土橋四郎左衛門 (初土橋弥四郎)			慶長年中、直政にお目見え、御召具足 制作。50俵 5 人扶持。
13代	2代	村田(春田)清右衛門	弥四郎惣領	安土へ出仕、御細工御用勤める。秀吉 時代継目の朱印、江州一国諸職人役儀 の巻物を拝領、関ヶ原陣の際、朱印は 屋敷とともに焼失。井伊直政にお目見 え、ためし具足2領制作。松孝のためし 具足3領も制作。井伊直孝のためし 具足2領も制作し、大坂陣において御 召し。	直孝の御召具足制作。大坂陣に御召し。 春田と改名を命じられる。
14代	3代	春田(村田)堅 之丞	清右衛門弟	京極高次に仕え、知行100石10人扶持。 兄清右衛門の死後、彦根藩に召し返さ れ、25石5人扶持、鍛冶奉行となる。 ためし具足2領制作。	兄病死のため召し返され、切米50俵5 人扶持くだされ、鍛冶奉行を命じられ、 彦根細工町へ引っ越し、村田堅之丞と 称す。寛永年中、京橋口御門御鉄物御 用を命じられる。御召具足制作。
15代	4代	春田猪左衛門	堅之丞惣領	父早世のため幼少期は母方実家、大和 国春田家で養育され細工技術を覚える。 大和国高取の植村出羽守様・松られるる へ幕伊網工人召し抱えを命じられ石 谷 元井伊家扶持人のこと申し上げ、石 一蔵を通じて井伊家へ召し返され石 鈴 治役、10石 2 人扶持となる。御番具足 1000領、旗指具足72領、70人衆の他 いを13年で仕立てる。その上で、のため いを13年で仕立てる。適別の機関、 いた13年で仕立たる。直別の機関、 いた13年で仕立た。直別の機関、 いた13年で仕立てる。 をの側関係、 に別し、 に別し、 に別し、 に関係 に関係 に関係 に関係 に関係 に関係 に関係 に関係 に関係 に関係	慶安年中、御番具足1000領、70人具足 72領を命じられる。直澄の御召具足制 作。直治、京都上使の際、頬当下地制 作。延宝6年6月2日、直治が御鷹野 の際私宅へ御腰懸、兜の玉試しを命じ られ玉留まり、御感心の御意をこうむ る。
		春田伝之丞	堅之丞二男	1 人扶持	
16代	5代	六郎左衛門	猪左衛門惣 領	元禄10年、直興の御ためし具足制作を 命じられる。	直治の御召具足制作。20俵3人扶持。
17代	6代	猪左衛門	六郎左衛門 惣領		効年相続により、10俵2人扶持。成人 後、直惟・直定の御召具足制作。直定 の京都上使の際、御兜下地制作。その 他具足御用・御番具足御用を勤め、5 俵加増。
18代	7代	堅之丞	猪左衛門伜		父の鑓打手伝いにより1人扶持。室暦8年親跡式相続、10俵2人扶持、御武器御修復細工筋命じられる。同10年、直幸の上使に際し、喉輪下地献用櫓)焼りの節、疾見足の鍛え直しなど命じられる。安永6年、若殿様御召具足御用により制作。寛政2年、御武器御手入れ御用。御用出精により3俵加増。享和元年、病死。
19代	8代	城之助 (幾之 介·条之介)			寛政7年、1人扶持、鎚打役。同12年、 御武器御手入御用出精。享和元年、親 跡式15俵2人扶持。文化6年、直中、 京都上使の際、吉例の通り、御喉輪下 地を制作献上。同8年、御番具足新出 来を命じられる。
20代		辰弥			
21代		庄平			
22代	11代		 	 文書 ↑.略歴 2 は「甲冑武旦細丁寿田家	

^{*}表中の略歴1は「春田家由緒事書」(「春田家文書」)、略歴2は「甲冑武具細工春田家由緒書」(「春田家文書」)により作成。

右、当時大久保権内御組手代役相勤ル